

六四	四五六 (二四六)	燐寸	一〇	同上	〇五
六五	(二七六)	○水銀	五	同上	九六
六六	(四五四の内) (四七二の内)	狩獵用具	一〇	同上	一九
六七	(四五〇の内) (二三八の内)	△假製寶石	一〇	一〇	一九
六八	五三の内 (三七)	鈕釦	一〇	一〇	二八
六九	一七二	硝子製品(窓硝子を除く)	一〇	一〇	二六
七〇	(一三六の内) (一四七の内)	殺蟲粉	五	五	一
七一	三九七 (四四五)	△葡萄酒	一〇	撤回	一三〇
七二	四〇二の内 (五)	馬	無税	無税	一三
合計	十三品(内八品協定を承諾す)				

註1 條約改正關係大日本外交文書第四卷五二八文書以下

23 夫々同右二三四、六三〇文書

第九節 殘餘諸國との條約改正交渉

第一款 對秘露交渉

改正提議 秘露との間には明治八年六月マリア・ルーズ號事件に關する紛争が露西亞皇帝陛下の仲裁により解決した後、同年八月二十一日副島外相と本邦駐在ガリシヤ秘露國公使との間に和親貿易航海假條約が調印せられた。(註第二章第五節第三參照) 同假條約は本邦が泰西諸國との片務的諸條約の改正を了する迄の一時的約定たることを示す爲め、特に第八條に於て他國との條約改訂の期に及べば、秘露國政府との間にも正式和親貿易條約を取結び、本假條約を廢止すべしと規定して居た。本假條約の形式は双務的となつて居るが内容は全然本邦に不利な片務的のものであつた。即ち第二條に於て在本邦秘露國領事官は最惠國待遇の特權を有し、又第五條に於て日本の各開港場に於て外國との交易に關し方今施行する輸出入税額(即ち慶應二年の江戸改稅約書所定輸出入税目等)は秘露との輸出入にも適用すべしと規定した。依て本假條約は安政諸條約に於けるが如く廢棄又は改正を要するものであるが、前記第八條は安政諸條約と等しく締約國の中孰れか一方よりの通告を以て廢棄するを許さず、單に締約國間の協議決定を以て改正を許すのみであつた。陸奥外相は他の歐米諸國に對すると同一方針を以て秘露に對しても條約改正を提議し、之が交渉は華盛頓に於て駐米栗野公使をして當らせることとした。

栗野公使は明治二十七年十一月日米改正條約調印を了したる後、時機を見て同地駐在秘露國イリゴイエン Joes M. Yr goyen 代理公使に對し日秘改正通商航海條約案を手交した。其の内容は陸奥外相が諸外國に提出した改正條約案と同一であつて互相對等を以て原則とした。而して右原則は既に英米等の大國が承認したところであるから秘露に於ても異議なく交渉は容易に纏つた。明治二十八年三月十日華盛頓に於て本邦提案通り英文のみを以て調印を了した。本條約は本邦提案を殆ど無修正の儘採用したものであるが、一、二些細の箇所に於て日米改正條約の規定を襲踏した。即ち其の内容を擧ぐれば

第一條及第二條に於て、入國・旅行及居住の自由・各種動産の所有・及合法に得るところの各種の財産の處分に關

する内國民又は最惠國待遇・各種貨物の卸賣若くは小賣營業に従事するの自由等を規定し、

第二條末項に於て、第一條・第二條規定事項は商業・警察及公安に關する特別の法律・勅令及規則にして外國人一般に適用すべきものには何等の影響を及ぼさざるべしとの但書を設け、

第四條及第五條に於て、輸出入税に關する最惠國待遇を、

第十條に於て、沿岸貿易は各自の國法により之を律すべきも締約國船舶は相互に最惠國待遇を有すべきことを、

第十四條に於て通商航海に關する一般的有條件最惠國待遇を、

第十七條に於て明治六年八月の日秘修好通商航海假條約は其の效力を失ひ秘露國民が享有せる一切の特典・特權及免除は本條約實施の時より消滅に歸し同國民に對する裁判權は日本帝國裁判所に於て執行すべきことを、

第十八條に於ては本條約は明治三十二年七月十七日より實施し七ヶ年間效力を有すべきことを定めた。

附屬議定書第一項に於て、本條約批准交換の日より明治六年八月の日秘假條約第五條は無効に歸し、爾後日本政府は秘露國政府と均しく兩國間の通商に關し各自自由に其の輸出入税率を定むることを得べきことを、

又第二項に於て、兩國産品は前記第五條廢棄に拘らず輸出入税に關し相互に最惠國待遇を有すべきことを規定したものである。

批准交換 日秘改正條約第十九條に於ては、本條約調印後八ヶ月以内に華盛頓に於て批准書を交換すべきを規定したが、秘露側に於ては改正條約を議會に附議するの必要あり、議會は既に閉會せる爲め批准交換期日を明治二十九年十二月二十四日迄延期したいと申出でた。其後在米本邦公使と在リマ秘露國政府との間に數次の書翰を交換した結果、漸く前記明治二十九年十二月二十四日華盛頓に於て批准書の交換を見るに至つたのである。本邦政府としては右秘露側の批准の遅延の爲め、日英・日米等の改正條約に於て當該條約批准交換一ヶ月後に國定税率を實施すべきを約し居

る規定が實行に支障を來すことを恐れた。右政府の訓令により栗野公使は明治二十九年二月十日付在リマ秘露政府外務大臣ザヴァロス Ricardo Ortiz de Zavillos 宛書翰を以て、右批准書交換期延期承諾の公文を送付するに當り、其の條件として日秘改正條約の批准書交換未済前に最惠國待遇保證の下に本邦國定税率を實施すべきことに付秘露政府の同意を求めた。秘露政府に於ては直ちに之に同意したが、之が爲めには日秘條約議定書は無効とすべき筋合であると主張した。之に對し栗野公使は日秘議定書も本邦と他の國との改正條約と同一に體裁を整へる上より其の儘存し置きたく、單に日秘改正條約の批准交換期日のみ延期する趣旨の公文を交換したいと主張した。右彼我の意見扞格の爲め本交渉は後任星亨駐米公使に引繼がれたが、結局秘露政府は明治二十九年八月四日付星公使宛公文を以て本邦政府の主張を容れ、改正日秘條約及議定書を八月三日秘露議會の協賛に付した旨を通じ、並に秘露議會に至急之れが審議を進むべきことを勧告したから、交換公文所載の期日迄には批准書交換を華府にて行ひ得べき旨を回答した。其の後右様行はれたことは前述の通りである。尤も本邦國定税率の實施は佛墮等の條約改正の遅延により辛うじて明治三十二年一月一日より實施し得ることとなつた始末なので、在米本邦公使と秘露政府外務大臣との間に行はれた日秘改正條約批准交換前に國定税率實施に關する交換公文は效果を見るところなくして止んだ。

第二款 對丁抹交渉

改正條約 丁抹とは明治二十八年十月十九日コペンハーゲンに於て丁抹駐劄赤羽(四郎)辦理公使と總理大臣兼外務大臣レーッス・トット男爵 Baron Reetz Thott との間に改正通商航海條約が調印せられ、明治二十九年五月六日同地に於て批准書の交換を見るに至つた丁抹との改正交渉も何等難問題を惹き起すことなく其の内容は殆ど本邦提案が採用せられた。只一、二の箇所にて丁抹特殊の事態に適合せしむべき變更が加へられた。即ち

第二條末項に記載せられた商事、警察及公安に關する一般的留保には「外國人一般に適用せらるべき」なる最惠國待遇の條件を削除し、

第十七條に於ては本條約の規定は丁抹王國・フハロー島・及アイスランド島に限り適用し、丁抹領西印度諸島には第四條乃至第九條及第十四條所定の輸出入税、其の他一般通商航海に關する最惠國待遇、通過税の免除、内國船待遇等は適用せざることを規定し、

第十九條第一項に於ては本邦提案に基き、本條約は明治三十二年七月十七日以後一ヶ年前の豫告を以て實施すべきを定め、

第二項に於ては日英改正條約に倣ひ有効期限を十二ヶ年とし、

第二十條に於ては日秘改正條約に倣ひ本條約は調印後八ヶ月以内にコペンハーゲンに於て批准交換せらるべきを規定した。

附屬議定書に於ては全部本邦提案に基き

第一節に於ては本邦國定税率の批准交換一ヶ月後に實施すべきを規定し、

第二節に於ては舊居留地の日本市區編入に關し簡單なる規定を設くることとした。

尙丁抹とは條約調印の際、日英改正條約の場合に於けると等しく、改正條約第十九條第一項規定條約實施の通告を爲るに當り、諸法典を實施すべきことを機密外交文書を以て約した。其の他本條約第十六條に於ては本條約實施後兩締約國は工業所有權の保護に關し相互に國民待遇を附與すべきを規定したところ、其後之と前後して明治二十九年四月四日獨逸と調印の改正條約に於ては本事項に限り批准交換後直ちに實施せらるべきを規定し、右日獨條約は同年十一月十八日批准交換済みとなつた。依て本邦政府は丁抹國民に對しても同様の權利を與へる爲め、明治二十九年十

一月十二日乃至明治三十年十一月十五日付大隈、西兩外務大臣と在本邦丁抹外交代表者の間の公文交換の結果、丁抹國民は本條約實施を俟たず相互の基礎の下に工業所有權に關しては國民待遇を有すべきことを約定し、之が爲め明治三十年十二月二十五日付を以て外務省告示第十六號が公布せられた。尤も右第十六條即時實施に伴ふ裁判管轄權問題は之を他日の協定に譲るも、丁抹國政府は本邦政府が他の列國となすべき協定に同意すべきことを承諾した。

第三款 對瑞典諾威交渉

改正條約 瑞典諾威との通商航海條約は明治二十九年五月二日瑞典首都ストックホルムに於て同國兼轄駐露西公使と瑞典國外務大臣ドゥグラ―伯 Louis Guillaume Auguste Comte Douglas との間に調印せられた。批准書交換は其の第十九條に於ては遅くも調印後十二ヶ月以内に東京に於て行はるべきを規定せるところ期日迄に間は合はなかつた爲め之に代へ瑞典政府の希望により 天皇陛下の御批准書は同年五月一日東京に於て大隈外務大臣より本邦駐割瑞典諾威國公使に、又瑞典諾威國皇帝陛下の批准書は同日露都に於て同國駐割瑞典諾威國公使より西本邦公使に手交することとした。

本條約は本文十九ヶ條、附屬議書定第四節及別約の三より成り、條約本文は殆ど全部改正日露條約を襲踏した。即ち第一條第一項に於て入國・旅行・居住の自由を規定するに當り其の冒頭に當該國の法律に遵由すべきことを特記し、第二條末項に於ては第一條及第二條の規定に付ては商業・警察及公安に關し外國人一般に適用すべき特別の國內法令を其の適用外に置くべきを定め、

第十條末項に於て瑞典諾威國船舶は大阪・新潟及夷港以外の日本舊開港場間に於て沿岸貿易を繼續し得べきを、第十四條に於て通商航海事項に關し一般的無條件最惠國待遇を規定した。尤も第十八條に於て本邦提案に準據し有

效期間を七ヶ年とした。

附屬議定書第一節に於ては本邦國定稅率は批准交換一ヶ月後に實施せらるべきを規定し、

第二節に於ては本邦提案に基き日丁改正條約同様居留地處分に關し簡單なる規定を設け、第三節に於ては本條約批准交換後直ちに本邦に於て内地旅券制度を擴張すべきことを規定した。

又別約に於ては一八三八年（天保九年）五月八日瑞典諾威と露西亞國との間に締結せられた條約中に包含するところの特別の條款及其の他右兩國間諸條約の規定は本條約の適用外なるべきを定めた。尙本條約實施の條件として、未公布の本邦法典は一ヶ年前に實施すべきことを外交文書により保證したことは日丁條約調印の場合と同一である。其の他本條約第十六條に於ては本邦提案に基き本條約實施後工業所有權の保護に關し相互に國民待遇を附與すべきことを規定したが、本邦政府は瑞典諾威國民に對しても同様の利益を與ふるが爲め明治二十九年十一月十二日乃至明治三十年三月三十一日付大隈外務大臣と在本邦瑞典諾威國外交代表者間の公文交換を以て本條項に限り明治三十一年二月十五日より實施すべきこと、尤も本件に關する裁判所管轄權の問題は他日の協定に附すべきことを約定した。其の結果明治三十一年二月四日付外務省告示第二號を以て二月十五日より以後瑞典諾威國民は相互的基礎の下に工業所有權に關する國民待遇を享有すべきことを告示した。

第四款 對白耳義交渉

改正條約 白耳義との間には明治二十九年六月二十二日ブラッセルに於て同國兼轄駐獨青木公使と外務大臣フアーヴエー Paul de Faveau との間に改正通商航海條約が調印せられ、同年十二月十八日ブラッセルに於て批准書交換を見るに至つた。本改正通商航海條約は本文二十條、附屬議定書四項及「戰時に際し兵器軍需品賣買に關する協定

書」より成り、其の中文文及議定書の内容は殆ど全部本邦提案を採用し之に一、二日英改正條約の規定を追加せるものであつた。即ち

第十條末項に於て白耳義船舶は本條約有効期間中之れ迄通り大阪新潟及夷港以外の舊開港場間に於て沿岸貿易を行ひ得べきことを規定し、第十七條に於て舊居留地處分及永代借地權尊重に關する規定を設け、

第十九條に於て本條約は明治三十二年七月十七日以後日本政府よりの一ヶ年前の豫告を以て實施すべく其の有効期間は十二ヶ年とすべきを規定した。

附屬議定書に於ては第一項に於て本邦國定稅率に限り批准交換一ヶ月後に實施すべく、

第二項に於て本條約實施前日本國政府は白耳義國臣民に對し内地旅券制度を擴張すべきことを、

第三項に於て日本政府は日本に於ける白耳義國領事裁判權廢止に先ち工業所有權及版權同盟に加入することを規定した。

本條約と同時に兩國代表者の間に調印せる戰時に際し、兵器及軍需品賣買に關する協定書は白耳義國の永世中立國たる立場上戰時に際し兩締約國は最惠國待遇附與の條件の下に隨意に兵器・軍需品の賣買を禁止制限し得べきを規定せるものに過ぎない。

尙白耳義國の永世中立國たる立場上戰時に際し兩締約國は最惠國待遇附與の條件の下に隨意に兵器・軍需品賣買を禁止制限し得べきを規定せるものに過ぎない。

尙白耳義との間には本條約調印當時同國政府が示した希望に應ずる爲め本條約調印後領事職務條約締結の交渉が行はれ、日白領事職務條約は明治二十九年十二月二十二日ブラッセルに於て調印、明治三十年七月十六日同地に於て批准書交換を見るに至つた。日白領事職務條約は日獨領事職務條約と異り改正通商條約と同時に調印せられなかつた爲

め締約國双方の領事官は脱船人の引渡の要求をなし得ること及一般領事官の特權に關しては本邦提案の通り通商航海條約第十三條及第十五條として規定せられた。右以外日白領事職務條約は略々日獨領事職務條約に準據し諸規定を設けた。尤も日白領事職務條約の規定は後者に比し簡潔なりしが爲め後者が二十ヶ條を包含せるに對し十六ヶ條となつた。尙本邦政府に於て其の調印後に異議を生じた日獨領事職務條約附屬議定書の規定全部は之を削除することとした。

第五款 對 和 蘭 交 渉

改正條約 日蘭通商航海條約は明治二十九年九月八日ヘーグに於て同國駐劄赤羽辦理公使と外務大臣ルエル Jonkheer J. Roell、商工大臣スライケン Ph. W. van der Sleyden、大藏大臣アイク J. P. Sprenger van Eyk、植民大臣ベルグスト J. H. Bergsma 及司法大臣カーイ W. van der Kaay との間に調印せられ、明治三十年八月二十日東京に於て批准書交換を見るに至つた。本條約も亦殆ど全部本邦提案に準據し
第二條末項に於て第一條及第二條規定事項に關し商業・警察及公安に關する特別法令にして外國人一般に適用すべきものに對する留保を設け、

第十條第三項に於て和蘭船舶は本邦に於て特に大阪・新潟及夷港以外の舊開港場間に於て沿岸貿易を繼續し得べきを、

第十四條に於ては通商・工業及航海に關する一般的無條件最惠國待遇を定め、又

第十八條末項に於ては日英改正條約に倣ひ本條約有効期限を十二ヶ年とした。

本條約中本邦提案に加へた變更中注意すべきは第十七條であつて、本條約の規定は法律の許す限り和蘭國皇帝陛下の總ての殖民地並に其の海外領地にも適用せらるべきこと、尤も右和蘭國殖民地並に海外領地に於て日本臣民は其の

商業・船舶・商品及輸出入の關稅に關し最惠國待遇を有すべきことを規定し、更に右最惠國待遇は蘭領東印度殖民地と同地に於ける土民國との間に關する通商・航海・關稅に關する取極には適用せらるべきことを規定した。本規定は國法遵由の條件ありとは言へ、和蘭海外領地全部に本邦國民・船舶に對し最惠國待遇を保證したものであるから、英佛丁等との諸條約に於て當該國海外領土中全然條約の適用より除外し、國民の往來・入國・居住及通商航海事項に關する最惠國待遇を附與せざるものあるに比し本邦に採り有利なるものである。

次に附屬議定書第一節に於ては本條約批准交換後一ヶ月後に本邦國定稅率を實施すべきこと等日英改正條約の規定を襲踏し、

第二節に於ては同様本條約實施前に於ける現行旅券制度の擴張を、

第三節に於ては日英改正條約第十八條所定居留地の處分及永代借地權尊重に關する規定を移した外に其の末項に於て和蘭國臣民の爲め更に最惠國待遇を設け、

第四節に於ては本條約實施の際和蘭領事裁判所に繫屬せる事件は右領事裁判權の消滅に拘らず同裁判所に於て最終の判決に至る迄之を繼續し得べきことを定めた。

領事職務條約の調印 尙和蘭との間には其後明治四十一年四月二十七日海牙に於て和蘭國の海外領地及殖民地に關する領事職務條約を調印し、蘭領海外領地及殖民地駐在の帝國領事官の權限を明確にした。蓋し帝國領事官は右蘭領海外領土等に於て領事の特權を執行する爲めには、日蘭通商航海條約第十七條に準據し當該領土の法律に遵由するを必要とし、而して蘭領東印度等の法律に於ては之が爲め前記特に領事職務條約の締結を必要とした爲めである。

第六款 對 瑞 西 交 渉¹

交渉提議 陸奥外相は明治二十七年九月十七日在獨青木公使に對し、瑞西に對しても埧地利同様同公使に於て條約改正交渉の任に當るべき旨を訓令し、其後埧瑞兩國に對する全權委任状を送付した。青木公使は其の準備として十月二十六日埧國首都維納に赴いた際、同地駐在瑞西公使に對し同國との間に不日條約改正交渉の希望を有する旨を告げ、参考の爲め七月十六日調印日英改正條約正文を手交するところあつた。然るに其後獨逸との交渉意外に遷延するに至つた爲め、西國寺外相代理は青木公使の了解を得て前記埧瑞兩國に對する條約改正全權委任状を取消し、明治二十九年一月改めて駐伊高平公使に對し兩國への轉任を命じ、兩國との條約改正に當らせることとした。依て高平公使は不取敢三月下旬瑞西ベルンに赴き大統領に信任状を捧呈し、一旦維納に歸り埧地利との交渉を始めたが、其の後埧國との交渉に支障を與へない程度に瑞西との交渉をも進捗せしめることとした。九月二十四日高平公使は再びベルンに赴き瑞西國交渉委員との間に始めて第一回條約改正會議を開催するところあつた。右第一回會議に於て高平公使は瑞西國委員に對し、西國寺外相代理よりの訓令により駐獨青木公使より送付の日本及瑞西居住通商條約案を手交したが、右日瑞改正條約案は瑞西に於て海港を有して居ないから本邦提案中より船舶に關する箇條を一切削除し、又瑞西側よりの希望に應ずる爲め、既に本邦政府が日獨改正條約に於て同意した箇條の中特に差支なきものは、全部之を包含せしめる趣旨を以て作成せられたものであつて十六ヶ條より成つて居つた。即ち其の内容は

第一條に於ては文久三年十二月締結日・瑞西修好通商條約第一條の前半を引用し「兩締約國の間には永世の平和無窮の親睦あるへし」と規定し、

第二條乃至第九條は日獨改正條約第一條乃至第九條を（日瑞條約第二條は日獨條約第一條及第二條を一括す）、第十條乃至第十二條は日獨條約第十六條乃至第十八條を襲食し（日獨條約第十條乃至第十五條は船舶に關する事項

なるを以て之を削除し、又第十六條一般的最惠國待遇中より「航海」なる文字を削除す）、次に

第十三條に於て領事官の任置及其の職務執行に關し最惠國待遇を規定し、

第十四條に於て本條約は日・瑞西兩國間に締結の文久三年十二月の修好通商條約及慶應三年三月の改正約書同意の證及之に附屬する一切の諸約定等に代るべきものなることを規定し、

第十五條に於て本條約は明治三十二年七月十七日以後一ヶ年の豫告を以て實施せられ十二ヶ年間效力を有すべきことを規定し、

第十六條に於て批准交換に關する規定を設け、

附屬議定書案に於ては第一乃至第四節として日獨議定書第一節并に第三節第一、第三及第五項を採用した。

日・瑞西改正條約案は日獨改正條約を骨子としたるも、同條約調印後本邦政府に於て其の解釋上疑義あり、又は特に不利益なりと認めた規定を削除したものであつた。尙日・瑞西改正條約案正文は明治二十七年七月二十日付を以て陸奥外相より在佛會禰公使に送付の本邦側作成の佛文原提案を基礎とせるものであつた。

協定要求 右高平公使よりの提案に對し瑞西委員より本條約及議定書案に付ては一切異議はなかつたのであるが、英・獨・佛に對すると異り關稅協定に關する規定を設けない點に付異議を唱へ、本邦國定稅率に於て瑞西の最も重要視するところの懷中時計に對し、多大の關稅引上げあるべきを恐れて同品に對し從價一割の協定稅率設定を求めた。其の理由としては本邦への瑞西時計輸入額は明治二十三年乃至二十五年平均額に於て四十九萬六千圓の多きに及び、遙かに五萬圓の協定標準額を超過して居る。依て瑞西としては同品に對し關稅協定の得られない限り、到底改正條約に對し議會の協贊を得ること困難であると爲し、本邦に對し特別好意的考量を希望した。同時に同委員は瑞西が他の諸國との間に廣汎な關稅協定を爲して居るから、新條約實施後本邦產品は最惠國條款の適用によつて多大の關稅輕減

を受くるに至るのであると説明し、右本邦側が新たに獲得するに至るべき關稅利益を代償として瑞西政府は瑞西産時計に對し關稅協定を求むることは強ち不當でない主張した。蓋し懷中時計に付ては當初陸奥外相が協定稅目案を作成した際には、米國に對し銀製のもの從價一割、金又は白金製のもの同二割の協定を許すこととなつて居り、（註第七章第一節第四款）又佛國との關稅協定交渉の際にも佛國の要求により一旦之を承諾したが、佛國に於て後に至り之を撤回した沿革あるものであつた。斯かる事情ある爲め明治二十九年十月一日開催第五回條約改正會議後高平公使は大隈外相に對し、交渉上の難關は今や單に時計關稅の問題のみとなつたのに鑑み、右に對する瑞西委員の要求に對しては好意的考量を加へられたいとの意見を上申した。然るに大隈外相は瑞西との交渉に對し頗る強硬であつて之に同意するの必要ないものとし、又本邦より瑞西に對する輸出は瑞西より本邦への輸入に比し少額なるに鑑み、日伊議定書第一節第二項及日露議定書第二項に於ける如く、條約實施後に相互主義の下に關稅協定交渉を爲し得べき規定をも承諾するの必要ないと回訓した。更に高平公使より「せめて來るべき第十帝國議會に提出せられることとなつて居る關稅定率法案中に於ける懷中時計の國定稅率を豫め瑞西政府に通告し、右時計關稅が専ら收入主義に出で國產保護を目的として居ない次第を説明したい」との上申に對しても、國定稅率案の内容を豫め外國政府に通告することは帝國議會に對する關係上到底同意し難いところであるとして之を拒否した。

斯くて懷中時計の關稅問題を繞り日瑞條約改正交渉は行き詰りとなつた爲め、瑞西委員は明治二十九年十月二十一日開催第九回會議に於ては「此の際調印に要する一切の準備を完成すると共に、今後帝國議會に於て提出せらるべき懷中時計の關稅が、高平公使言明の如く高率ならざることを確めたる上調印することとしたい」と提議した。高平公使は右瑞西委員の提議に對し改めて前記「本邦に於ける懷中時計の關稅は専ら收入主義に出で國產保護の目的を有しないものであることの言明を、會議々事録中に記載するも差支なし」と申出でた。瑞西委員は茲に活路を見出し、日

瑞改正條約は明治二十九年十一月五日高平公使と瑞西全權商工農務省長官兼聯邦政府副大統領アドルフ・ドウシエー Adolph Deucher との間に調印せられるに至つた。而して右懷中時計の關稅に對する高平公使の言明は明治二十九年十一月四日第十回議事録として掲載せられた。

前記日・瑞西改正條約及議定書本文は前記本邦提案に對し瑞西側に於て殆ど修正を加へなかつたが、其の模範となつた日獨改正條約同様、調印の際兩全權の間に本條約第二條、第三條、第十一條及第十二條の解釋に關する宣言に調印した。只右宣言に於ては單に

- (一) 長期の借地權、地上權及其他土地に關する物權を取得し竝に土地貸賃借の人權に物權の效力を附すること、
- (二) 不動産抵當權を取得占有すること、
- (三) 既得權を尊重することに關し兩締約國國民は最惠國待遇を有すべきこと、を約するに止め

又第十一條工業所有權の保護に關し國民待遇附與に關する規定は、日獨改正條約の場合に於ける如く本條約批准交換の日より直ちに之を實施すべきを規定したが、日獨條約と異り別に議事録（明治二十九年九月十八日付）中に日本政府の主張通り本件に付ては直ちに日本帝國裁判所の管轄權を認むべきことを承認し、又法典公布に關し條約調印の際本條約實施の條件たる日英改正條約同様の公文を高平公使より瑞西政府に送付した。

然るに其後瑞西政府が在橫濱瑞西總領事より入手せる報告によれば、第十回帝國議會を通過した本邦關稅定率法によるに稅番二九懷中時計の國定稅率は甲・金製又は白金製のもの從價三割、乙・銀製及其の他各種從價二割五分、同上稅番三〇懷中時計機械及部分品從價一割五分となり居り、大隈條約附屬稅表に於て金製又は白金製のもの從價二割、銀製及其の他從價一割、時計機械及部分品從價一割であつたに比し、何れも相當引上げられて居た。右報告に接するや否や瑞西政府は條約全權委員であつたドウシエー大統領の名により明治三十年四月二十二日付公文を以て、在

維納高平公使に對し「本邦關稅定率法所定の稅率は同公使が日瑞條約調印の際爲せる言明に違反せるものである」として嚴重に抗議するところあつた。右抗議に對し高平公使は六月四日付を以て「條約調印の際同公使が爲した言明は本邦關稅自主權を束縛したものでないことは特に言及し置いた次第であるから、帝國議會の立法措置が右言明に違反したものとする爲る瑞西政府の見解に承服するを得ない」ことを回答したが、之と同時に其の内情に付大隈外相に對し問合すところあつた。大隈外相は之に答へ「本邦關稅定率法政府原案に於ては大隈條約附屬稅目の通りの稅率としたが、帝國議會に於て金銀側時計に對し一般金又は銀製品に對する稅率と一致せしめる爲め稅率を引上げたものである」となし、同時に「近年瑞西より本邦への懷中時計輸入額は年々増加し、例へば明治二十七年には個數六萬、價額三十五萬二千圓、二十八年には個數十六萬四千、價額七十九萬三千圓、二十九年には個數三十萬八千、價額百六十六萬二千圓の多きに達した。而も針時計一個の平均代價は僅に約五圓四十錢であるから之に國定稅率從價二割五分を課しても一個六圓七十五錢に過ぎぬ。然るに近來東京及大阪に於て時計製造所を設立したものもある、明治二十九年上半期に於ける銀時計製造額は僅に千二百十三個であつて其の價額二萬三千圓、即ち平均一個の代價十九圓である。依て瑞西輸入の時計に對し所定の國定稅率を課しても何等其の輸入の障害を與ふるの心配なきものである。即ち高平公使が條約調印の際に與へたる言明に何等扞格するところはない」と附言した。右大隈外相の説明に對し瑞西政府に於ては承服しなかつた。從て日瑞改正條約を批准することを躊躇したのであつたが高平公使の説得により、同條約批准に關する法律案を明治二十九年十一月二十一日聯邦議會下院に提出、翌日之を可決し、次いで同月二十三日上院をも通過せしめた。依て我に於ても明治三十年四月十六日御批准手續を完了し、同年七月九日ベルンに於て批准書の交換行はれた。然し瑞西政府は依然として時計の關稅に對し釋然たらざるものがあるが爲め、同大統領は高平公使に對し「日瑞改正條約の批准書交換に當り瑞西政府は本邦に於ける時計關稅の矯正に關し將來本邦政府に交渉すべきの權利を留保すべき」旨を聲明した。

前記日瑞改正條約批准書交換の際に爲された瑞西全權の留保を尊重し、其後明治三十一年二月十七日高平公使は瑞西政府に對し、本邦政府は瑞西政府との間に稅率協定交渉に應ずべきことを通告した。依て同年五月四日在橫濱瑞西總領事リッテル Dr. Paul Rier は西外相に對し、日本と壘國との間に一九〇三年を終期とする短期間追加關稅相互條約を締結せると同一の方式に倣ひ、瑞西との間にも稅率協定を爲さうと請求した。蓋し瑞西政府は前記日本政府の釋明により懷中時計に關し一旦協定の希望を思ひ止まつたが、其後明治三十年十二月五日日壘條約調印せられた際、本邦政府に於ては協定に關する根本方針を覆し貿易額僅少なる壘國との間にも關稅協定を承諾し、而も右協定の形式は相互的であるが、内容は壘國產重要輸入品に對する稅率輕減に對する代償として、本邦は壘國に於て最惠國待遇による當然享受するを得べき第三國との協定稅率の据置きを約するものに過ぎないことを見て、時計に對し同様の協定を要求し來たのである。

右在橫濱瑞西總領事の要求に對し、明治三十一年七月七日大隈外相は一旦之を拒否したが、瑞西總領事より改めて相互關稅協定に付正式交渉開始を請求し來つた爲め之を承諾し、明治三十二年六月十日日・瑞西相互關稅條約案を作成し在維納牧野（仲顯）公使に送付し、同公使は同年十二月末之を瑞西政府に提出するところあつた。其の内容は第一條に於て本邦の懷中時計の國定稅率を金又は白金側のもの從價二割（國定稅率從價三割）、同銀側及普通のもの一割五分（同上二割五分）に輕減すべきことを約し、

第二條に於て瑞西へ輸入する本邦產精米・茶・壁紙・羽二重・羽二重手巾・麥稈眞田類・陶磁器の七品目に付瑞西が第三國と協定したる以下の輕減稅率を要求し、

第三條に於て本條約は一九〇三年十二月三十一日迄有效なるべきこと、を規定した。

右協定條約案に對し牧野公使より明治三十三年二月六日及二月十八日付公信を以て瑞西政府と内交渉の結果を報告したが、其の内容は「瑞西政府に於ては第一條所載懷中時計に對し從價一割の均一稅率を要求して居るが右減稅は我に於て到底同意し難いと考へられるから交渉の模様によつては本邦提案に對し從價二分乃至三分の減率を承諾し度い。又第二條所載品目中米・陶磁器・壁紙及茶は第三國よりの輸入多き爲め協定に應じないだらうから他の物品を以て代へるの必要あらう。瑞西當局に於ては生糸・竹籠類・麥稈眞田等本邦特產品に對し無稅又は減稅の餘地あることを述べ居るから我よりの要求は生糸・羽二重・羽二重手巾・麥稈眞田等の本邦特產品に重點を置き是等物品に對し無稅輸入を同意せしめ同時に茶・壁紙等に對し多少の減稅を得ば相互協定の結果は敢て我に不利ならざるべし」と云ふに在つた。青木外相は右牧野公使よりの上申に對し松方藏相と協議の上五月十八日付公信を以て「懷中時計の關稅は本邦提案以下に減少し得ないこと、又之が代償としては麥稈眞田の無稅のみならず、既に本邦より要求せる他の物品の減稅に對しても好意的考量を加へられる様交渉すべし」と訓令し、又「瑞西政府は瑞西は改正條約調印により日墺條約の場合に比し甚だ不利な待遇を受けることとなつたと主張して居るが右は肯定出來ない。本邦は日墺關稅協定の結果實質上本邦への輸入少なき物品に付稅率協定を承諾せるものであるから、本邦より墺國に對する協定要求の程度亦勢ひ僅少だつたのである。然るに瑞西產懷中時計に對する本邦國定稅率に對する關稅輕減は其の輸入額の大なる結果本邦は財政上損するところも大である。依て其の權衡上瑞西も亦之が代償として、右本邦特產品の輸入に對し相當の關稅輕減を爲すべきである」と主張した。右強硬な本邦政府の態度に對し、瑞西政府は十月十日付牧野公使宛公信を以て「本邦政府に於て懷中時計に對し瑞西提案通りの減稅を同意しない限り、瑞西側に於ても本邦產品に對する關稅輕減を考量し難い。然るに假りに本邦に於て右様時計に對する減稅を同意するも、本關稅協定條約を存續せしめ得べき期間は一九〇三年末迄であつて今後僅に四年に過ぎない次第であるから、寧ろ此の際關稅協定交渉は打切るべき

だと通告し來つた。

註 1 條約改正關係大日本外交文書第四卷六三二以下

2 同右五三一及五三二文書

第七款 對西班牙交渉

改正條約 陸奥外相に於ては西班牙との條約改正交渉は當初在佛會辦公使をして當らせる計畫であつたが、佛國との交渉甚しく遲延した爲め、西園寺外相は明治二十九年八月二十六日付會辦公使宛訓令を以て、豫定を變更し西班牙との條約改正交渉は駐伊栗野公使に命すべき旨通報した。蓋し栗野公使は曩に明治二十七年十一月米國との改正條約の調印に成功して居るから、是亦條約改正交渉の爲め墺國に轉動した高平公使の後任として既に明治二十九年六月八日伊太利在勤を命ぜられて居たのである。栗野公使は西園寺外相よりの訓電により直ちにマドリッドに出張し、明治三十年一月二日同國國務大臣アブル・Don Carlos Q'Donely Abreu との間に日西修好交通條約を調印し、右條約は九月九日東京に於て批准書交換を見るに至つた。本條約は二十一ヶ條より成り、其の内容は西班牙政府の要求により特に輸出入稅に關する規定を特別條約の規定に譲つたことが特色である。其の他の諸條項は殆ど全部本邦提案の通りである。即ち

第一條乃至第三條は日英條約第一條乃至第三條を襲套すると共に、第三條末項に於て本邦提案に準據し「但し本條約及前二ヶ條の規定は兩締約國の各方に於て商業、警察及公安に關し實施せらるゝ所の法律、勅令及特別規則にして外國人一般に適用すべきものを無効に歸せしむることなきものとす」と規定し、

第九條第一項に於て沿岸貿易に關して相互の國法に遵由すべきを規定し、第二項に於て相互の基礎に於て最惠國待

遇を規定し、又末項に於て西班牙船舶は大阪・新潟及夷港以外舊開港場内に於て沿岸貿易に従事し得べきことを規定し、

第十七條に於て日英改正條約に準じ居留地の處分及永代借地權尊重に關する規定を設け、又

第十四條第一項に於ては通商航海事項に關する一般的無條件最惠國約款を規定すると共に、第二項に於て西班牙國が葡萄牙國若は西班牙亞米利加諸共和國に對し保留する所の特別の取扱にして其の他の國に及ぼさざるものは其の除外例となし、

第十八條に於て本條約の規定は法律の許す限りは西班牙國の海外領地に適用すべきを規定した。

附屬議定書第一節に於ては輸入税に關しては今後相互の主義に基く特別通商航海條約を締結すべきことを、

第二節に於て西班牙は本條約批准交換一ヶ月後最惠國待遇の條件の下に西班牙產貨物に對し本邦國定稅率を適用すべきことを承認し、

第三節に於て本條約の實施を俟たず西班牙國民に對し内地旅行券を擴張すべきことを、

第四節に於て日本は本條約實施前に工業所有權及版權同盟に加入すべきことを、

第五節に於て領事裁判權廢止の時に於て西班牙領事裁判所繫續中の事件は其の儘最終判決に至る迄繼續し得べきことを、

第六節に於て兩締約國は犯罪人引渡に關し特別條約を締結すべきこと及右締結に至る迄の間犯罪人の引渡並に民刑事件に關する要求の執行に付相互に最惠國待遇を與へらるべきことを、又

第七節に於て兩國政府は國法に據り他の一方の臣民に國籍を許與する場合には相互に之を通知すべきことを規定した。

尙西班牙政府は本條約調印と同日付の栗野公使宛外交文書を以て、前記附屬議定書第一節の規定に拘らず、批准交換一ヶ月後、及日本に對し最惠國待遇を附與する間、本邦產貨物にして直接西班牙國及玖瑪・ポートリコ兩島に輸入せられる場合には第二稅率即ち最低稅率を課すべく、又比律賓に輸入せられる場合には最惠國待遇即ち普通稅率を適用すべきことを通告した。因に日西修好交通條約は英文及西班牙文にて調印せられたが、兩者の間に疑義を生じた場合に於て何れの正文によるべきやに付ては規定を設けるところなかつた。

特別條約 其後前記修好交通條約附屬議定書第一節に基き兩國政府に交渉行はれ其の結果東京に於て日西特別通商航海條約が明治三十三年三月二十八日青木外務大臣と在本邦西班牙國公使リエラ Don Louis de la Barr ray Riear との間に調印せられ、明治三十四年三月三十日東京に於て批准書交換を見るに至つた。同特別通商航海條約は六ヶ條より成り、

第一條第一項及第二項に於ては西班牙半島並にバレアリック島及カネリク島に輸入する日本製產貨物及日本に輸入する西班牙半島等製產の貨物は、輸入税に關し相互に最惠國待遇を有すべきこと、尤も右西班牙が日本貨物に與ふる最惠國待遇は西班牙が葡萄牙に附與する特別利益に及ばざるべきことを、第三項に於て第一及第二項所載最惠國待遇は直接輸入の貨物に對してのみ適用するべきことを、第四項に於て輸入の禁止に關する最惠國待遇を

第二條に於ては兩國產輸出貨物の課税及禁止に關する最惠國待遇を、

第三條に於ては前記明治三十年一月の日西修好交通條約第十四條第二項所載の西班牙國が亞米利加共和國に與へたる通商及航海事項に關する除外例は本條約實施の日より撤廢すべきことを、

第四條に於て本條約は批准交換後直ちに實施せられ、六ヶ年間其の效力を有すべきことを、

第五條に於ては本條約は日西英三國語にて調印し、日西兩文の間に文意相違ある時は英文により之を決定すべきこ

とを、

第六條に於て本條約の批准は東京に於て交換すべきことを規定した。

註1 條約改正關係大日本外交文書第四卷五二二文書以下

第八款 對葡萄牙交渉

第一項 領事裁判權撤廢願末

領事裁判權撤廢問題 葡萄牙に對しては萬延元年六月十七日調印の修好通商條約第四條乃至第七條により領事裁判權を附與し、又慶應二年七月二十七日調印「改稅約書同意の證」により輸出入品に對し片務的關稅協定の利益を與へて居つた。然るに葡萄牙國は右修好條約締結以來會て本邦に專任公使を任命することなく、常にマカオ總督をして本邦駐割公使を兼任せしめ同公使は時々來朝するに過ぎなかつた。尤も本邦側に於ても葡國に專任公使を任じたることなく、明治十三年三月鯨島（尙信）駐佛公使が同國を兼轄して以來常に佛國駐割公使が葡國を兼轄して居た。葡國は前記の如く本邦に於て領事裁判權を有して居り、又在留葡國民の數も比較的多かつたから、帝國政府としては葡國が本邦に正式領事を駐在せしめないことを以て不便とした。葡國政府は在留葡萄牙人に對する領事裁判權を名譽領事をして行はしめる慣例とし、而も右名譽領事と稱する者は第三國商賣人に委嘱するを常とし、其の任命に關しても正式の手續を採らない場合が多かつた。依て帝國政府に於ては明治九年在英上野（景範）公使が特命を帶びリスボンに派遣された際、特に同公使に訓令して葡國政府が名譽領事をして葡國民を裁判せしめるの不都合なる次第に關し、葡國政府に注意を喚起せしめたことがあつたが其の效はなかつた。

其の後明治十五年井上條約改正豫備會議にマカオ總督ジョアキム・ジョゼ・デ・クラサ Don Joaquim Jose de Graca

が本邦駐割公使として來朝したが、豫備會議に於ては名譽領事は領事裁判を執行すべからざること、又外國領事官は其の管轄地以外の事件に付裁判管轄權を有せざることを決議した。明治十九年より二十年に互る井上條約改正會議に於ても右豫備會議の決議を確認した。依て葡國政府に於ても止むを得ず明治十六年十二月東京に正式一等領事館を設置し、ジョゼ・シルヴァ・ルーレイロ Jose de Silva Loureiro を總領事に任命し代理公使を兼任せしめることとし、更に明治二十年一月より其の管轄權は日本全國に及ぶこととした。茲に始めて葡國政府は本邦政府の希望する措置を採つたのであつて爾後ルーレイロ總領事は明治二十四年十一月榎本外相時代迄本邦に於て葡國裁判權を執行した。其の後に在留葡國民の數も百四十人となり、右在留民の數よりするときは葡國は本邦條約締結國十八ヶ國中第六位を占めることとなつたに拘らず、葡國政府は明治二十四年十一月十二日領事官管轄區域に關する制度を改正し、本邦に於ける一等領事館を廢止し、前記ルーレイロ總領事に對し歸國を命ずるに至つた。

右葡國政府の措置に對し、榎本外相は明治二十五年一月八日及二月十日付野村公使宛電報を以て「葡國政府に於ては井上條約改正會議に於ける決議もあるに拘らず、一旦日本に正式領事を任命しながら再び之を引揚ぐるに至つた。斯かる場合には至急後任者を任命せざる限り、帝國政府は葡萄牙國民に對する裁判權を回收し、之を帝國裁判所の所轄に屬せしむべきことを在リスボン葡萄牙政府に對し嚴重通告すべき」ことを訓令した。右榎本外相よりの訓令による野村公使申入れに對し、葡國外務大臣コスタ・ロボー (Costa Lobo) は「一月十九日付を以て「葡國政府に於ては在東京葡國總領事館を廢止せんとするの意思なきも領事官制度改革の爲めルーレイロ總領事に歸朝を命じた。同總領事館には之に代るべき新任總領事を以てすべし」と回答した。右葡國政府の回答は要領を得ないから、榎本外相は更に二月十九日付を以て、在マカオ本邦駐割葡萄牙公使カストロ・デ・ボルジア (Castro de Borja) に對し、野村公使宛訓令と同様の趣旨を嚴重申入れ、特に「日本政府が外國人に對する裁判權を讓與したる場合に於ては、讓與を

受けたる外國政府に於て之れを執行するに足るべき權限ある裁判所を設置すべき義務を負擔すべきこと」を主張した。之れに對し同公使よりの回答は單に「其の旨本國政府へ通報すべし」と云ふに止まつた。榎本外相は其の後三月四日及五月二十一日付を以て在巴里野村公使に對し、再三同様趣旨を訓令して、葡國領事の再任方を交渉せしめ、野村公使は三月十四日及五月二十六日付を以て、其の都度強硬に葡國外務大臣の注意を喚起したが、是亦何等明確なる回答に接しなかつた。蓋し當時葡國政府に於ては前記東京に於ける總領事館を廢止することは既に議會を通過した法律に基くものであつて、今更本邦政府の抗議あつたからとて之を變更するを得ないが、本邦抗議の手前之を名譽領事制に還元することも爲し得ない爲め、一時の彌縫策として佛國政府に依頼し、在東京佛國代理公使をして日本に於ける葡國代理公使兼總領事館事務取扱に任命し、以て依然領事裁判權を執行せしめようと計畫した。然るに右に必要な葡國政府と佛國政府との交渉遷延して居る中に、前記ルーレイロ總領事は五月十八日付を以て「愈々六月十日本邦を出發すべき」旨榎本外相に通告した。依て同外相は五月二十一日在巴里野村公使に訓令して繰返しリスボン政府の注意を喚起せしめたけれども、依然何等的確な回答を得なかつた。依て榎本外相は終に決心し、六月十六日付を以て松方總理に宛て、「葡國政府に對しては是迄種々手段を盡して領事裁判權を執行する爲めには正式領事の任命を必要とする次第注意を喚起したにも拘らず、既にルーレイロ總領事は本邦を出發し、其後之に代り領事館事務を執るべき正式領事官を任命しないから、最早葡國政府は條約により帝國政府より讓與した領事裁判權を拋棄したものと認定し、在留の葡萄牙臣民に對しては直ちに帝國の法令に遵ひ裁判を執行すべき措置を採らざるを得ない。然るに右は國際上重大の關係を有する事件にもあり、且つ國際禮讓の關係もあるに付、重ねて在巴里野村公使に電訓して、改めて葡國政府の注意を喚起せしめると共に、更に七月一日迄猶豫を與へることゝしたい。而して右期間満了後は特に勅令を發布し、葡國政府と締結した條約中、領事裁判權に關する部分を廢棄することゝしたい」と稟申し閣議決定を

得た。同時に榎本外相は六月十八日付を以て在マカオのボルジア公使に對し「七月一日迄に葡國政府に於て正式領事を任命せざる限り葡國の領事裁判權を回收すべき」旨斷然通告するところあつた。斯く榎本外相はルーレイロ總領事出發後も、尙一定期間の猶豫を設けたに拘らず、其後葡國政府よりも亦在マカオ葡國公使よりも依然として回答がなかつたから、愈々七月十四日付總理・外務・司法の三大臣の連署の勅令第六十四號を以て「萬延元年六月十七日葡國政府と締結したる條約中領事裁判權に關する條款を爾今無效に歸したるものとする」趣旨を公布し、又七月十二日付榎本外務大臣より神奈川・兵庫・長崎知事宛訓令を以て、右「勅令の公布により日葡條約中の領事裁判權廢棄せられたる以上向後本邦在留葡萄牙人に關する裁判事項は總て帝國裁判所に於て之を管轄裁判すべき」旨を通達するところあつた。他面榎本外相は七月十三日及十六日付を以て、右の旨在巴里野村公使及在マカオのボルジア葡國公使に夫々通告するところあつた。

復活要求 斯くの如く斷然たる帝國政府の措置に對し、葡國政府は前記の通り在本邦佛國代理公使を本邦に於ける葡國總領事臨時代理に任命し、以て葡國領事裁判權を引續き執行せしめようとする目算を有つて居たから、依然何等の回答を遣さなかつた。右に關する佛國政府との間の交渉を了つて、明治二十五年八月十一日葡國外務大臣は直接榎本外相の後任陸奥外相（八月八日就任す）宛電報を以て「葡國皇帝陛下の政府は葡國公使館及在東京葡國領事館の事務處理方を佛國代理公使に依頼したる」旨申越し、翌十二日在マカオのボルジア公使よりも右と同様の趣旨を陸奥外相宛通報するところあつた。超えて八月十六日在本邦佛國臨時代理公使ブランシー V. Collin de Plancy は陸奥外相宛公文を以て「葡國政府より依頼を受けたるに付ては、佛國政府は自分に對し從來ルーレイロ葡國總領事が有したると同様の權限を以て葡國領事代理として葡國の有する條約上の權利を執行すべき旨訓令し越せる」旨通告した。其後八月二十日陸奥外相と面談の節ブランシーは「本邦政府が前記七月十四日の勅令を發布するに至つたは自分一個の考

としては至極尤もと存するも、葡國政府に於ては之に服せず、條約上有する領事裁判權は日本の一方的處置を以て廢棄せしめ得べきに非ず、一時中絶したるに過ぎずと認むるのである。依て日葡兩國政府の申分は仲裁裁判等第三者の公平なる裁定に任ずることとし、差當り自分に對し前葡國總領事が有したると同一の權限を回復せしめられんことを希望する」旨述べた。右に對し陸奥外相は斷乎として其の應諾し難き旨を回答した。「葡國の裁判權は本邦政府の再三の注意に拘らず、葡國政府に於て後任者を任命しなかつたから、終に勅令を以て之を廢棄するに至つた次第である。故に今更之を如何ともするを得ない。尤も右以外の點に付、佛國代理公使が葡國代理公使又は葡國領事館事務代理として、葡國の利益を代表せられることは、帝國政府として何等異議を有しないところである」と回答した。

陸奥外相は斯く佛國代理公使よりの申出でを斷乎として拒絶したが、在巴里野村公使は「元來葡國領事不在中は領事裁判權の執行を他國領事に委任し得べく、又日本に於て他國の名譽領事が領事裁判權を執行するものあるを默認しながら、葡國に對してのみ斯くの如き強硬なる措置を採ることは列國政府の同情を買ふ所以に非ず、從て葡國領事裁判權は之が廢棄をなさず、葡國政府が正式領事を任命する迄の間其の執行を中止するの方針と爲すを可とす」との意見を有した。依て既に明治二十五年七月二十七日付榎本外相宛書翰を以て「本邦政府の措置は葡國領事裁判權を徹廢せる次第なるや、或は一時領事不在中之を停止する趣旨なりや」を問合せ來り、又八月十九日發陸奥外相宛電報を以て「佛國政府に於ては日本の處置に付不滿の意を表し、通商局侵の如きは日本政府の所爲は過激なり。葡國の領事裁判權は廢止せられたるに非ず一時中絶したるに過ぎず、條約中或條項の廢棄は先例なき所なりと語れり」と申越した。依て陸奥外相は八月二十九日付及九月十七日付野村公使宛公信を以て、本件顛末に關する詳細なる覺書（七月二十八日付）を作成し、本邦政府は葡國領事裁判權を停止したものではなく、全然廢止したものであることを回訓して其の決意を明かにし、同時に外務省法律顧問デニソンをして既存條約の一部廢棄に關する先例をも取調べしめ

其の調書を之に添附した。尙陸奥外相は八月二十九日付公信を以て前記葡國領事裁判權撤廢に關する覺書及デニソン意見書を他の在歐米本邦各公使に送付し、必要に臨み隨時本邦政府の公正なる態度を任國政府に對し説明せしめるところあつた。因に當初榎本外相が本件に付葡國政府と交渉せる際、本邦駐劄獨逸公使ホルレーベン Von Holleben は同外相に向ひ「若し葡國政府に於て我政府の要求を容れず、又善後の處置をも執らない時は斷然日葡條約中領事裁判權に關する條項を廢棄する方得策であらう」と内話せることあつたと傳へられる。

明治二十五年七月十四日勅令第六十四號により葡國の領事裁判權を回收すると間もなく、神戸及長崎に於て葡國民を被告とする刑事事件が生じた。本邦官憲に於ては猶豫なく之を帝國裁判所をして所轄せしめた。之に對し佛國代理公使は、葡國臨時代理公使の資格により十月三日付陸奥外相宛書翰を以て、葡國領事裁判權撤廢に關する日本政府の措置を條約違反として正式に抗議を爲し別に陸奥外相に對し口頭を以て、本紛議解決に至る迄葡國臣民を被告とする事件の判決を延期せんことを求めた。陸奥外相は右申入れを拒絶した。其後葡國代理公使よりは明治二十六年二月六日付陸奥外相宛を以て、「葡國政府に於ては二八九二年（明治二十五年）十二月十三日付勅令を公布し、再び東京に正式領事館を設置し在廣東葡國領事を東京へ轉任せしむることに決したるに付ては、本邦政府に於ても右赴任前に明治二十五年勅令第六十四號を廢止し、葡國の領事裁判權回復せしめられたき」旨交渉し來つたが、之れに對し陸奥外相は明治二十六年二月八日付を以て「葡國政府が東京に正式領事館を再設することは帝國政府に於て固より異議を申立つる理由なきも、葡國領事裁判權回復は承諾し難きところなる」を回答した。之れが爲めか右葡國政府よりの通告に拘らず其後も正式領事の日本に赴任するものはなかつた。

註1 條約改正關係大日本外交書第三卷附錄日葡條約一部撤廢一件參照

第二項 條約改正交渉¹

改正提議 明治二十七年五月三十一日陸奥外相から在巴里會禰公使宛に電報を以て、西班牙及葡萄牙との條約改正交渉をも擔當せしめたい旨を訓令したが、後者に對しては特に、萬延元年の條約で葡國が有して居た領事裁判權は日本に於て廢棄して居る立場を採つて居るから、舊條約諸規定は改正條約の實施と同時に效力を失ふべきことを規定した改正條約案第十七條に對しては、適當な修正を加へた上葡國政府へ提出すべきことを附言した。其の後會禰對佛交渉の意外に遷延した爲め、葡國との交渉は自然更に延期せられることとなつた。依て明治二十九年八月二十六日西園寺外相は會禰公使に對し訓令して、今や條約改正交渉の開始せられて居ないのは西班牙・葡萄牙二國のみとなつたが、兩國との交渉も本年中に完了せしめたい。依て西班牙との交渉は在伊栗野公使に委任することにしたが、葡萄牙との交渉は依然會禰公使を煩はしたい、殊に葡國との間には領事裁判權廢棄問題に付彼我の間に意見不一致の儘となり居るに付、此の際至急リスボンに赴き條約改正交渉を開始せられたいと申送つた。乃ち會禰公使は九月二十五日リスボンに着、翌日葡國外務大臣ルイズ・ド・ゾヴェラル *Luiz do Soveral* と會見し之れが希望を申入れたところ、交渉委員としてコスタデオ・ア・ボルジア (前マカオ總督兼在本邦葡國公使) 及フランセス・ド・サレス・レンカストルを任命した。其後二十九年十月一日より會禰公使と兩葡國委員との間に會議を開催したが、葡國委員は左記三點に付重要な修正案を提出した。

- (一) 日葡改正條約調印と同時に葡國の領事裁判權を一時回復し之を改正條約の效力發生迄繼續せしめること
- (二) 輸入税に關する最惠國待遇を相互共特に列記の品目のみに限定すること
- (三) 外交文書を以て「キルク」(本邦關稅定率法稅番四二七塞子樹皮の稅率は從價五分にして大隈條約附屬のものと同じ)の關稅率に關し之を引上げざることを保障すること

本邦政府は前記(三)に對しては異議なく承諾したが、(一)及(二)に對しては既定の方針により強硬に反對した。依て葡國委員は(一)に付ては其の代案として日葡改正條約に限り批准交換後直ちに實施し、葡國民に對しては帝國の司法權に服從する條件の下に同時に内地開放の利益を享有すべきことを主張した。會禰公使は既に本邦に於て墨國及伯刺西爾等領事裁判權を拋棄せる國に對しては内地開放の利益を與へ居る次第なれば、葡國との改正條約に於ても批准交換後直ちに實施し内地開放の利益を與へ以て葡國の面子を保たしむへしとの意見を上申して來たが、當時大隈外相に於ては之が爲め列國との交渉が複雑となるべきを嫌ひ之に同意しなかつた。又(三)に付ても大隈外相は日伊議定書第一節第二項を採用し、改正條約實施後に於て限定的最惠國待遇交換が不満足なる場合には相互的基礎の下に協定稅率設定の交渉をなす趣旨の規定を挿入すべき案を提議した。茲に於て交渉は殆ど行詰りとなり、葡國委員は窮境を脱する爲め寧ろ斷然談判を打ち切り、兩國交渉の經過を覺書に調製し他の列國政府に送付し、談判不調の責めは葡國に非ざることを明かにしたいなどの説を陳べた。會禰公使は素より耳を傾けなかつた。明治三十年一月四日に至り葡國委員は(三)キルクに對する關稅保證の要求も撤回する代りに日本は葡國よりキルクの輸入額五萬圓以上に達したる場合にはキルク樹皮に對し從價二分以上の關稅を課せずとの約束を得たいと提議した。之亦會禰公使に於て同意しなかつた。結局一月八日に至り葡國委員は(一)及(三)に關する提議を拋棄し、一月二十六日日葡改正通商航海條約は會禰公使とゾヴェラル葡國外相との間に調印せられた。同年八月三十日リスボンに於て批准書が交換せられた。

改正條約 日葡改正條約は明治二十七年七月二十日付を以て陸奥外相より會禰公使宛送付の佛文改正日佛通商航海條約案³に準據し作成した本邦提案を基礎とし交渉せられたが、左記諸點に修正を加へた上調印せられた。

- (一) 第二條第一項に日佛條約第四條に準じ、兩締約國民は長期借地契約の自由を有するを規定すること
- (二) 第二末項所載商業・警察・公安に關する事項に付、國內法規を以て外國人一般に適用すべき制限禁止を設け得

ることの留保に關し、農業・鑛業及漁業に關する國內法規をも之れが範圍に加へたこと

(三) 第四條に於て輸入税に關し最惠國待遇を受くべき兩國產貨物は甲・乙兩號表所載の物品に限定したこと。即ち甲表に於ては葡萄牙本國、マデラ、ボルトサント、チゾレール、及マカオに輸入するに當り最惠國待遇を受くべき日本產品三十一品（燐寸・樟腦・石炭・木蠟・銅・薄荷油・扇子・綿糸布・菜子油・魚油・薄荷類・竹器・漆器・陶磁器・紙・屏風・魚類・米・生糸及絹糸布・硫黃・茶・麥稗眞田等）を掲げ、乙號表には日本に輸入するに當り最惠國待遇を受くべき葡國產品二十二品（カカオ種子・蠟燭・帽子・革類・レース・果實・植物油・塞子樹皮・金屬製品・綿布・毛布・鉛・石鹼・キニーネ鹽類・砂糖・窓硝子・各種葡萄酒等）を掲げ特に葡國產葡萄酒はアルコールの含有量多き爲め葡國側の注文により「但しアルコールの強弱を問はず」なる字句を括弧内に加へることとした。尙同様葡國側の注文により前記最惠國待遇を受くべき兩國產品は直接輸入の物品のみに限定することを規定した。

(四) 第八條に於て噸税の賦課等船舶に關する一切の待遇は、内國船待遇を止め最惠國待遇に止めたこと。右は葡國法制上内國船に對し噸税輕減等種々の特典を與へ居るが爲めである。且つ同條第二項に於て是等事項に關し、葡萄牙が南阿共和國及オレンヂ共和國並に伯刺西爾共和國に與へた特惠は最惠國待遇の除外例たるべきことを規定した。

(五) 第十條末項に於て本邦が改正條約に於て英佛獨等の船舶に與へた一定の舊開港場間に沿岸貿易を繼續し得べき特典は、前記葡國が本邦船舶に内國船待遇を與へて居ないことに鑑み、葡國船舶に之を與へないこととした。

(六) 第十四條一般的最惠國待遇の範圍を通商航海の外工業にも及ぼし、第二項に於て西班牙及伯刺西爾に與へた特惠は右一般最惠國待遇の除外例とした。

(七) 第十七條に於ては改正日佛條約第二十一條に準じ、居留地處分及永代借地權の尊重に關する規定を挿入した。

(八) 第十八條に關し本邦政府に於ては萬延元年日葡條約による領事裁判權は既に消滅し居るとの立場を執り居るに因り、同條中に改正條約の實施の日より兩締約國間に「現に效力を存する個條」のみが廢棄せられるべきことを特に規定することを希望したが、葡國委員に於ては右の如く規定するは餘りにも葡國の立場を無視せるものであるとして強硬に反對した。爲に單に「本條約は其の實施の日より兩締約國間に現存する條約及之に附屬する一切の諸約定に代はるべきものとす而して右期日より該條約及諸約定は總て無効に歸すべし」とのみ規定することとした。

(九) 第十九條に於て本條約は本國及マデール、ボルトサント、アゾール並にマカオに實施することを規定し他の葡國植民地には之を適用しないこととした。

(十) 議定書第一節第二項に於ては改正日伊條約に準じ、協定稅率設定に關し交渉し得べきことを規定し、第三節に於ては第十六條所定工業所有權保護に關する規定は日獨條約に倣ひ、本條約批准交換の當日より實施すべき旨を規定した。尤も本邦は葡國領事裁判權を既に廢棄し居る立場を採つて居るから、右工業所有權に關する規定の即時實施に付何等裁判權に關する問題を生じなかつた。固より改正條約實施の條件としての法典編纂に關し外交文書を送付するが如きことはなかつた。

註1234 夫々條約改正關係大日本外交文書第四卷五二一、五二五、四一五、五二五文書

第九款 布哇國領事裁判權回收の顛末

布哇の申入 大隈外相は明治二十一年十一月三十日調印の墨西哥との條約により、墨國民が我法權に服従するを條件として内地に於ける居住旅行を許したことは既述の通りである。（註第五章第二節參照）同様の事件は陸奥外相時代に

於て布哇王國との間にも起つた。布哇王國は明治四年八月十八日調印日布修好通商條約第三條及第四條に規定する最惠國待遇により日本に於て領事裁判權を有して居つた。然るに在本邦布哇王國代理公使アーヴキン R. W. Irwin は突如明治二十六年一月十八日付書翰を以て陸奥外相に對し、布哇國政府は條約上日本に於て有するところの領事裁判權を自から進んで廢棄すべきにより、之が代償として相成るべくは本邦に商業又は漫遊の爲め來るところの布哇國民に對し、治外法權の存せざる他の一般外國に於けると同様内地開放の利益を享受したいことを申出でた。即ち

「布哇國皇帝陛下の政府は日本の法律及び其の司法事務の執行に對し、完全なる信任を置き、且つ日本皇帝陛下の政府に對し更に親交友愛の衷情を彰表せんことを欲し、從來布哇政府が日本に於て執行し來りたる裁判權を拋棄することに決定致候。依て布哇國政府は一八七一年八月十九日の條約により享受したる在日本國布哇臣民及び其財産に對する裁判權を全然且つ永久に拋棄致候旨を、同政府の訓令に従ひ公然閣下に御通知致候は拙者の欣喜に堪へざる所に有之候。(中略) 布哇國政府は時勢の必要に應じ其の任意を以て且つ何等の條件を附せずして右の處置に及びたる次第に有之候得共、日本政府に於ても領事裁判制の行はれざる他の諸國に於て外國人に許すと同様に、布哇國臣民をして商業又は漫遊の爲帝國内に到る處に自由に往來せしむることに就き從來存在する所の主要なる障礙は右の處置を以て必ず之を除去し得へしと我政府に於て深く希望致居候旨を茲に明言致置候(後略)」

尙布哇國公使は右提議をなすに對し、日本政府が布哇國民に對する領事裁判權を回收することは、布哇國臣民の當時帝國に在留するもの十五名乃至二十名に及び、且つ毎年二十五名位は漫遊の爲め入國するものある事實に鑑み、日墨條約締結の場合の如く單に名義上の權利を日本に與へるものではないと説明した。蓋し同國に於ては革命相續いで起り明治二十六年一月十七日最後の女王リリウオカラニ(L. L. Lihoukalani)は在布哇米國公使スチーフンス Seavens と米國海軍との干涉により退位を餘儀なくされ、ドール(Stanford B. Dole)を主班とする假政府成立した。日本は居

留民保護の爲め明治二十六年二月七日軍艦浪速艦長(東郷平八郎大佐)を同地に派遣した。かゝる事態にあつたから前記布哇公使よりの申出は、日本政府の同情を得んとするに在つたことは容易に知り得べきところであつた。而し又之を承諾する結果として他の諸條約國との間に紛争を生ずべきことも明治二十一年日墨條約締結の例により推察し得べきところであつたから、陸奥外相は暫く其の回答を見合せた。然るに其の後前記布哇代理公使は、假政府の公使として再び日本に赴任し來り、布哇假政府に於ては既に日本に於ける領事裁判權拋棄は實行せられ居ると承知すのとことであつた。依て陸奥外相は明治二十七年四月十日付を以て同公使の申出でを諒承すると共に、領事裁判權撤廢後布哇國民に對しては墨國人同様内地居住、旅行の自由を附與すべきを回答した。即ち

「(前略)頃日御面會の節貴國現政府に於ては右裁判權拋棄の處置を以て最終決定の御處置と見做さるる旨閣下より御陳述の趣も有之候に就ては右領事裁判權拋棄の次第も有之且つ目下貴我兩國間に存する現行條約に因りて布哇國に於ては日本臣民に最惠國臣民の特遇を擔保せらるる事實も有之候義に付帝國政府に於ても遽からず其の裁判權を收取する時に於ては日本帝國を挙げ貴國人の貿易、旅行及び住居の爲に可相開見込に有之候(後略)」

而して翌明治二十七年四月十一日付勅令第四十一號を以て

「明治四年七月四日布哇政府と締結したる條約中領事裁判權に關する規定は自今無効に歸したるものとす、因て自今布哇國民は現在施行し及び將來施行する法律命令の範圍内に於て帝國內何地にも往來居住し其の居住地に於て家屋、倉庫を借り受け又は凡て適法の業務を營むことを得」

と公布した。尙其後右拋棄せられた領事裁判權に附隨し、布哇國民が有するところの特權免除殊に内國税の免除は如何なるかとの議論が起きたに對し、布哇公使は固より右をも拋棄すべき趣旨を、五月二日付を以て「布哇國政府は領事裁判權を拋棄すると共に、異常例外の特權及び免除にして右裁判權の一部又は之れに屬するものと認められたるも

のも、亦悉く抛棄する所存にして、斯く日本に譲與したる免除の一に居るものは普通課税の免除なり」との旨、又布哇國民に屬する貨物の關税に付ても「明治四年の條約に於ては附屬税目なきを以て、日本政府に於て適宜日本國臣民及墨國人に賦課せらるゝ一切の輸出入税を、布哇國人に對しても等しく之を賦課し得べきものなり」との旨を申入れた。斯くて日本は布哇國革命政府が日本に對し、其の同情を得んとする政治的理由により、領事裁判權及協定關税の利益を抛棄することを申出でたるに對し之を應諾し、同時に之が對償として布哇國民に對し墨國人に對すると等しく内地に於ける通商及居住旅行の利益を與へたのであつた。

列國の要求 右本邦政府の布哇國民に對し内地開放の利益を與へたるに對し、他の諸條約國中英伊佛三國公使は、安政條約中にある最惠國條款を楯とし、右布哇國民が得たる内地開放の利益に均霑せんことを要求し來た。陸奥外相は大隈外相の先例を追ひ之を拒絶するの方針を採つた。只當時に於ては大隈外相時代と異り、既に英國政府に於て條約の改正により、領事裁判權撤廢を主義に於て同意し居たから英國政府の抗議及び陸奥外相の回答振りは孰れも相當緩和せられて居た。即ち明治二十七年四月十八日付在本邦英國フレーザー公使より陸奥外相宛抗議に於ては、曩に明治二十二年大隈外相在職中、同公使より七月十九日付を以て墨國人同様内地開放の利益に均霑のことを要求したのに對し、大隈外相は八月三日付を以て之を拒絶したが、其の際記述した論旨を引用した後

「今回の件たる英國政府より見れば日墨條約發布せられたる當時の状態と正しく同様有之候。而して其の當時英國政府が日本政府との論争を中止せし理由は今回に於ても存在致候得共、猶ほ今回も亦英國政府の權利を保留するの手段を採るは本官の義務と思考致候。從て乍遺憾本官は其の主張を繰返すの已むを得ざるに至り候。本官は閣下に向ひて第一の論旨に反抗し、(第一の論旨とは「元來一國が條約により獲得したる特權は反對の明言あるにあらざれば該條約中に記載したる凡ての他の約款の報酬として得られたるものと認定す可きは普通の公論と確信す云

々」と云へる點)、第二の論點を否定致候。(第二の論點とは「我國政府は條件を附して第三國に賦與したる特權の享有を無條件にて當然要求することを得せしむるか如き約束は何國とも締結したること無き旨を研究會得したる上にて始めて日墨條約を相結ひ候」云々の點)如何なる主義の解釋法を採用するも字義明瞭なる單語の意義を變更致し難く、又過去三十年間採用せられたる條約の意義を變更難致候。或は此の解釋の爲めに實際不公平の結果を生ずること可有之從て改正することも出來得へく候へ共事實は争はれ難く候」云々と述べ、之れに對し五月一日陸奥外相は次の如く答へた。

「(前略)右特權許與に關する事情は貴説の如く先年帝國と墨西哥共和國との間に條約を締結したる時の事情と全く同一に有之候のみならず、帝國政府に於ては此の一事に關し爾來會て其の意見を變更したること無之候に付、此の際唯閣下の御宣言を承はり置き候のみに止め凡て此に關する論辯の如きは今後何時にても本件の利害當否を審査するの必要を認め候場合に相譲り候て足れりと存候。最も斯る場合の如きは本大臣に於ては固より其の生ぜざらんとを相信し居り候義に有之候(後略)」

次に伊太利公使エル・ド・マルチノも英國公使來翰と同日付を以て「日本伊太利國間安政條約第十九條には伊太利國政府及び臣民は日本政府より既に他國の政府或は臣民に許與し若くは將來許與す可き凡ての權利免除及び特權を自由享有す可き旨特に規定有之候右の國際規約あるに依り伊太利政府は布哇國人民に許與せられたると全く同一なる凡ての特權に就ては共に其享有を求むるの權あること、及び今日日本使をして曩に日墨條約締結の際本使の守りたる行爲の方針を變更せざらしむるものは、全く實際に適し且つ一時の性質を有する理由に職由すと雖とも、夫れか爲に伊太利國政府の權利を毀損致候義毫も無之、且兩國間に存する前顯條約の約款は依然侵す可からざるものに有之候事を茲に宣告致置候(後略)」と申越し、陸奥外相は之れに對し五月二日付を以て「帝國政府の意見にては今回布哇國民に

對し許與したる特權は特別の事情有之、條件を付したる特例にして決して閣下より御指示の貴國政府の權利若くは條約の規定を傷害す可きものに無之と確信致候」云々と回答した。

更に佛國公使アー・シアンキエヴキツチは同四月二十六日付を以て「本月十一日の官報を以て自由に日本全國内を通行し商業に従事し其の他適法の業務を営むを得るの權利を布哇國民に許與せられたる勅令の公布有之候に付、本使は一八五八年佛日兩國間に締結相成候條約第十九條に依り右利益を佛國人民に適用せられざる場合の爲め茲に豫め權利を保全し置くの必要を感じ候」云々と申越し、之に對し陸奥外相は五月一日付を以て伊國公使に對すると同様の回答を送り、其の末尾には「御來示の次第は唯た之れを承り置候より外致方無之候云々」と結んだ。

日布條約消滅 其後布哇假政府は米國勢力擁護の下に、明治二十七年七月四日前記のドールを大統領とする共和國政府に改組せられた。抑も前記明治二十六年の革命は米國共和黨ハリソン大統領時代に行はれた結果、次いで立つた民主黨クリーヴランド大統領時代に於ては、之が不合法的に行はれたとして、又南部諸州砂糖生産業者の反對もあつて、容易に之れに支持を與へなかつたのであるが、四年後の明治三十年には再び共和黨時代に入り、六月十七日米布合併條約調印せられ、同七月八日には布哇併合決議案米國國會を通過し、八月二日マツキンレー大統領の裁可を得たるにより爾後布哇は北米合衆國の直轄領地(テリトリイ)の一となつた。右米國が布哇併合の際就任せる大隈外相は前例を逐ひ軍艦をホノル、に送り在留日本人既得權保護に努めたが差したる效果なかつた。かくて布哇に於て日本人に對し最惠國待遇を保障せる明治四年の日布修好通商條約は其效力を失ひ、明治二十七年十一月調印の日米改正條約が布哇に適用せらるゝことゝなつた。

第十節 陸奥外相時代に於ける新條約締結

第一款 概

説

新條約締結 陸奥條約改正時代に於ては明治二十七年四月布哇國よりの申出により同國に對する領事裁判權及關稅自主權を回復し、更に同年七月より同三十年十二月に至る間に於て上記英・米・伊・秘・露・丁・獨・瑞典諾威・白・佛蘭・埃十五ヶ國との條約改正を完了し、大體に於て法稅兩權回復の目的を達成したことは既述の通りであるが、同時に伯刺西爾・智利・西爾然丁・及希臘四國との間に相互對等の原則の下に新たに修好通商航海條約を締結した。支那との間には明治四年五月調印の日清修好條規が明治二十七年八月一日日清戰爭の開始により其の效力を失つたから、明治二十八年三月二十日下關講和條約第六條で、兩國間に同講和條約批准交換後速かに通商航海條約及陸路交通貿易に關する約定を締結すべきことを約した。依て同第六條に基き明治二十九年七月二十一日北京に於て、法稅兩權に對し我に有利な片面的諸規定を有する日清通商航海條約調印せられた。又暹羅との間にも明治三十一年二月二十五日盤谷に於て、形式上は相互的であるが内容は日清改正條約と同様我に有利な修好通商航海條約が調印せられた。

前記新條約中伯刺西爾とのものは明治二十一年十一月調印の日墨新條約に範を採つて領事裁判權附與及關稅自主權に對し何等我に不利となる片務的規定を設けなかつた。且つ、日墨條約と異り、伯國民に對し帝國の法權に服從する代償として内地開放の利益を與ふべき趣旨の規定を省き、單に往來・住居の自由に付ては相互の基礎の下に最惠國待遇を附與するに止めた。

伯刺西爾に次ぎ調印せられた智利及亞爾然丁との新條約は日伯條約同様日墨條約を基礎とする外、日米改正條約中